

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び 38 年 7 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月まで

国民年金に加入以降、地区の婦人会役員や組長に国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初である昭和 35 年 12 月に国民年金に加入し、申立期間以外に未納は無く、厚生年金保険との切替手続も適切に行い、国民年金に任意加入し保険料を納付しているなど、年金制度をよく理解し納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人の妻は、「地区の婦人会役員や組長に国民年金保険料を納付した。当時の世帯数は 15 世帯くらいで、集め終わらないと役場へ持って行けなかった。」と主張しているところ、A 町の資料において、当時同地区には、婦人会役員や組長などから選任された国民年金協力員が集金を行う納付組織が存在しており、当時の世帯数は 14 ないし 16 世帯であったことが確認できる上、申立人と同地区で国民年金保険料を納付していた隣人は、「世帯数も少ない集落だったので申立人の世帯だけ未納というのはおかしいと思う。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成12年10月から13年9月までは44万円、同年10月から14年9月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から14年10月1日まで
申立期間の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べて低すぎると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月までの期間については、当初、44万円と記録されていたが、同年10月29日付けで、同年1月に遡って28万円に減額訂正されていることが確認できる上、当初（同年9月12日付け）、36万円と記録された13年度の算定基礎届における標準報酬月額についても28万円に訂正していることが確認できる。

また、申立期間のうち平成12年10月から同年12月までの期間及び13年10月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、12年10月から同年12月までは44万円、13年10月から14年9月までは28万円とそれぞれ記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月1日より後の同年同月7日付けで、申立人を含む46人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、上記13年1月から同年9月までの期間を含む12年10月から14年9月までの期間について15万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、平成13年10月29日付けの処理について、申立人と同じ日付で、

同様に標準報酬月額が遡って訂正されている者が申立人を含め 33 人確認できる上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、平成 13 年 10 月支払いの給与が 1 か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払われていなかった。」と証言しており、代表取締役も、当時社会保険料の支払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 10 月 29 日付け及び 14 年 10 月 7 日付けで行われた遡及訂正処理及び 13 年度の定時決定については事実在即したものと考え難く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 12 年 10 月から 13 年 9 月までは 44 万円、同年 10 月から 14 年 9 月までは 36 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成15年6月1日から19年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、15年6月は28万円、同年7月及び同年8月は24万円、同年9月は28万円、同年10月は26万円、同年11月から16年3月は28万円、同年4月は26万円、同年5月から同年9月は28万円、同年10月から19年8月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は平成15年6月から19年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月1日から20年2月15日まで
② 平成20年2月16日から同年6月26日まで

私がA社に勤めていた申立期間①及びB社に勤めていた申立期間②の標準報酬月額の記録が会社からもらっていた給与額より少なくなっているため、厚生年金保険の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び事業主が提出した賃金台帳において確認できる保険料控除額又

は報酬月額から、平成 15 年 6 月は 28 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 24 万円、同年 9 月は 28 万円、同年 10 月は 26 万円、同年 11 月から 16 年 3 月までの期間は 28 万円、同年 4 月は 26 万円、同年 5 月から同年 9 月までの期間は 28 万円、同年 10 月から 19 年 8 月までの期間は 26 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち、平成 15 年 6 月から 19 年 8 月までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 19 年 9 月から 20 年 5 月までの期間については、申立人から提出された給与明細書及び事業主が提出した賃金台帳において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 4 月まで
昭和 60 年 4 月頃、勤務先で勧められ国民年金に加入した記憶があるので、申立期間について保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が現在所持する国民年金手帳の記号番号は、平成 3 年 10 月 28 日に A 町（現在は、B 町）役場において払い出されたものであることから、申立期間についてはこの時点で、時効のため保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、結婚の前後で住所の異動履歴はあるものの、同じ町内での異動であることから、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を A 町役場及び金融機関で納付したと主張しているが、保険料納付の方法、金額及び時期を特定する具体的記憶は定かでなく、主張を裏付ける関連資料（日記、メモ、家計簿等）及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から6年3月まで
20歳から24歳までの期間は支払う資力は無く納付しないと決めていたが、しばらくして母親から、父が私に代わって納付してくれていたことを知らされた。父は姉、妹の分も納付していたことから、私の分だけ納付していないことは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「母親から、父が私に代わって国民年金保険料を納付してくれていたことを知らされた。」と主張しているところ、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたとするその父親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人のオンライン記録から、申立人は平成17年3月に初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、ほかに申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 50 年 3 月まで
ねんきん特別便によると、納めたはずの国民年金保険料が未納とされていた。両親が私に代わって国民年金への加入手続を行い、保険料は、近所の集金人を通じて納付してくれていたもので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人に代わって両親が申立人の国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人自身は、加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、納付してくれていたとする父親は既に死亡し、母親は高齢のため当時の事情を聴取できないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 3 月 31 日に A 市において払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち、45 年 1 月から 48 年 12 月までの期間は時効により納付できず、49 年 1 月から 50 年 3 月までの期間は過年度保険料となるため、集金人による納付はできない期間である上、申立期間当時集金人であったとする「B」氏の国民年金協力員実施期間について、A 市では現存する C 地区の国民年金協力員名簿の中に「B」氏の名前は無かったとする。

さらに、申立人には住所の異動歴が無く、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

加えて、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から14年8月1日まで
勤務先であるA社からの給与とは別に、B町（現在は、C市）からD業務委託費の支給を受けていた。会社からの給与と同町からの委託費を合算した金額を対象に、会社は厚生年金保険料を払っていたと思っていたが、会社の給与分しか払われていなかった。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C市保管の支出負担行為兼支出命令書から、申立人は申立期間当時、A社からの給与とは別に、B町から毎月、D業務委託費を支給されていたことが確認できる。

しかし、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」により、事業主が申立期間についてオンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる。

また、A社の事業主は、「申立人の給与から控除していた厚生年金保険料は、社会保険事務所に届け出ている標準報酬月額に基づく金額であり、B町役場から支給された給与については全く計算に入れていなかった。」と回答している。

さらに、申立人の平成13年12月分の給与明細書から、控除されている厚生年金保険料は、オンライン記録に基づく標準報酬月額に見合う保険料額と一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年1月1日から43年1月4日まで
② 平成元年7月28日から6年6月1日まで

申立期間①について、私は、家業を継ぐために婿養子を取り、A社に正式に入り事務を担当した。子供がいたが、店と自宅が一緒に、母と家事手伝いがいたので、私はきちんと店で仕事をしていた。

また、申立期間②について、私は昭和58年までA社の社員だったが、A社の移転に伴い、家業として代々受け継がれていたB社の社長に夫になったことにより、私も正社員として一緒に働き始め、私がや近くへの配達などに従事し、正社員として働いていた。

申立期間の年金記録が無いことに疑問があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①はA社で、申立期間②はB社で勤務していた。」と主張している。

しかし、申立期間①及び②当時の事業主は既に死亡しており、当時の社会保険手続及び給与事務について知る者もないことから、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、申立期間①のうちの一部期間は、期間の特定はできないものの、夫のA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人が夫の被扶養者になっていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間②の59か月間（平成元年7月28日から6年6月1日まで）のうち、60歳となる前月までの45か月間（平成元年*月から5年*月まで）は、国民年金の第3号被保険者期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料も無く、保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる証言、周辺事情等も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
平成 12 年 3 月からの標準報酬は、ずっと 9 万 8,000 円だった。オンラインの記録による標準報酬月額が低いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「勤務していたA社における標準報酬月額が、実際より低いので訂正してほしい。」と主張している。

しかし、当該事業所は既に解散しており、給与関係帳簿類は処分済みであるため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額が後日遡って減額されている等の形跡は見当たらない上、申立人の申立期間における標準報酬月額の変更届及び算定基礎届に関する手続の時期及びその処理に不自然さはいかたがえはない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。